

電気通信事業分野における市場検証 (令和3年度)の結果(概要)

令和4年6月24日
事務局

I 電気通信事業分野における市場動向の分析結果

- ① 移動系通信市場を巡る市場環境の変化の影響(重点的検証項目)
- ② 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響(重点的検証項目)
- ③ 移動系通信市場
- ④ 固定系通信市場
- ⑤ 法人向けサービスの実態把握
- ⑥ 研究開発競争の状況把握

II 電気通信事業者の業務の適正性等の確認結果

- ① 客観的・定量的なデータに基づく市場支配的な電気通信事業者による不当に優先的な取扱い等の有無等の検証(重点的検証項目)
- ② MNO各社におけるグループ内事業者への優先的な取扱い、接続の業務に関し知り得た情報の管理の実態の把握(重点的検証項目)
- ③ 市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認(固定系)
- ④ 市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認(移動系)
- ⑤ NTTグループに対する公正競争条件の遵守状況等の確認

III 今後取り組むべき課題等

IV 市場検証の取組における組織再編に係る対応等

I 電気通信事業分野における市場動向の分析結果

移動系通信市場を巡る市場環境の変化の影響

- 移動系通信市場を巡る市場環境の変化の影響に関して、利用者アンケートを通じて、各事業者のサービス間での顧客の移動の状況、各事業者のサービス間の代替性に係る認識、サービス選択時の理由・サービスを切り替えない理由についての検証を行った。
- まず、各事業者のサービス間での顧客の移動の状況に関しては、MNO3社の旧来のサービスの利用者が同一事業者内の廉価な新しいサービスに切り替える動きが多くみられた。一方、楽天モバイルは、MNO3社の旧来のサービスから切り替えた利用者が最も多く、次いで同一事業者内、他のMVNOからの順で切り替えが多かった。また、MNO3社の旧来のサービスからMVNOへ切り替える利用者も一定程度存在していた。このことから、MNO3社の廉価プランの提供開始や楽天モバイルのMNO参入が、MNO3社の旧来のサービスの利用者の切り替え先として機能することにより、楽天モバイルを含むMNO間の競争のみならず、MVNOの顧客獲得にも影響を与えたことがうかがえる。
- また、各事業者のサービス間の代替性に係る認識に関しては、MNO間やMVNO間での競争だけでなく、MNO・MVNO間の競争も行われていることがうかがえる。特に、楽天モバイルは、幅広い事業者のサービスについての代替先となっており、様々な事業者のサービスとの間で一定程度の代替性が存在することがうかがえる。
- サービス選択時の理由・サービスを切り替えない理由に関しては、携帯電話サービスの選択に当たっては、当然に価格は重要な考慮要素となっているが、通信品質等も主要な考慮要素となっており、より安い携帯電話サービスが存在しても、通信品質等を重視し、現在利用している携帯電話サービスを利用し続けている者が一定程度存在することがうかがえる。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響

- 新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を確認するため、利用者アンケートを通じて、新型コロナウイルス感染症の拡大により、携帯電話サービスや固定インターネットサービスの契約を何らかに変更したかについて確認した。その結果、新型コロナウイルス感染症の拡大により、世帯年収への影響を通じて、携帯電話サービスの契約状況にも、一定程度影響が生じていることや、世帯年収が減少していても、生活習慣等に生じた変化を受けて、新たに固定インターネットサービスを契約するなど、固定インターネットサービスの契約状況にも、一定程度影響が生じていることがうかがえる。
- また、携帯電話サービスや固定インターネットサービスに関する認識・行動等において、何らかの変化が生じたかについて確認した。その結果、新型コロナウイルス感染症の拡大により、生活習慣等に生じた変化を通じて、通信サービスに求める通信品質にも、一定程度影響が生じていることがうかがえる。
- 加えて、事業者アンケートを通じて、新型コロナウイルス感染症による事業への影響を確認したところ、影響が生じているとする回答及び生じていないとする回答のいずれも、それぞれ多数みられた。具体的には、固定系通信や移動系通信の分野において、需要が増大又は減少する影響が生じたとする回答がみられたものの、実際のところ、各事業者のシェアが大きく変動している事実はない。また、営業活動や業績、競争状況に関しては、営業活動への影響が生じ、それを通じて業績に影響が生じたとする回答がみられた一方で、そうした影響は、同業他社も同様であるため、競争状況への影響は限定である又は影響はないとする回答がみられた。
- このように、利用者における通信サービスの利用意向等の変化を通じて、固定系通信や移動系通信の需要に一定程度の影響は生じているものの、当該影響は各事業者に共通していることから、事業者のシェアに影響を及ぼしておらず、競争状況に大きな変化は生じていないものと考えられる。

移動系通信市場(小売市場)

- 移動系通信市場の小売市場について、市場検証基本方針別表1に定めた各種指標を確認した。
- 市場構造に関する指標として、事業者別シェア等を確認したところ、NTTドコモ、KDDIグループ、ソフトバンクのMNO3社の合計シェアが80%を超えている状況は継続している一方、楽天モバイルがMNOとして参入し、2022年3月末時点ではシェアが2.4%となるなど急速に拡大しつつあり、今後、従来のようなMNO3社が市場の大半を占める状況から変化していくと考えられる。
- 市場全体の動向に関する指標として、移動系通信の契約数の推移等を確認したところ、移動系通信の契約数は緩やかに増加し続けており、3Gや4G/LTEの契約数は減少する一方、5Gの契約数は急速に増加している。また、移動系通信のうち、MVNO契約数は、増加率が低下してきているものの、依然として増加を続けている。
- 事業者の動向に関する指標として、事業者数の推移や主要事業者の売上高等を確認したところ、MVNO事業者数は緩やかに増加し続けている。
- 事業者のサービス間の代替性に関する指標として、主要各社の契約数の増加数・減少数等を確認したところ、主要各社の契約数について、2021年度においては、MNOは783万の増加(NTTドコモは195万の増加、KDDIグループは215万の増加、ソフトバンクは167万の増加、楽天モバイルは206万の増加)、MVNOは45万の増加となっている。
- 移動系通信市場の小売市場については、緩やかに市場規模が拡大を続ける中、楽天モバイルのMNOとしての参入により、既存の競争状況が大きく変化していく可能性がある。

移動系通信市場(卸売市場)

- 移動系通信市場の卸売市場について、市場検証基本方針別表2に定めた各種指標を確認した。
- 市場構造に関する指標として、最終利用者に提供するMVNOの卸元事業者別シェア等を確認したところ、MNO3社のシェアが80%弱となっており、再卸事業者のシェアは直近では緩やかな減少傾向にある。
- 市場全体の動向に関する指標として、移動系通信の卸契約数の推移等を確認したところ、新規受付停止済のMVNOにおける契約数の減少を主要因として、卸契約数の総数が減少する場面もみられる。また、MNOの全契約数に占めるMNOの卸契約数の割合の推移について、直近では減少傾向にある。
- 事業者の動向に関する指標として、事業者数の推移を確認したところ、再卸事業者数は横ばい傾向にある。また、MNOの卸契約数に占めるグループ内MVNOへの卸契約数の割合の推移を確認したところ、直近では、13~14%程度を推移し続けている。
- 事業者のサービス間の代替性に関する指標として、主要各社の卸契約数の増加数・減少数等を確認したところ、主要各社の卸契約数について、2021年度においては、MNOは67万の増加(NTTドコモは25万の増加、KDDIグループは14万の減少、ソフトバンクは56万の増加)、再卸事業者は0万の減少となっている。
- このように、移動系通信市場の卸売市場については、市場規模が減少に転じる場面もあるなど、市場全体の動向に変化が生じてきている。

③ 移動系通信市場

携帯電話向け通信サービス市場(小売市場)

- 携帯電話向け通信サービス市場の小売市場について、市場検証基本方針別表1に定めた各種指標を確認した。
- 市場構造に関する指標として、事業者別シェア等を確認したところ、移動系通信市場全体と同様であり、MNO3社の合計シェアが80%を超えている状況は継続している一方、楽天モバイルがMNOとして参入し、2022年3月末時点ではシェアが3.0%となるなど急速に拡大しつつあり、今後、従来のようなMNO3社が市場の大半を占める状況から変化していくと考えられる。
- 市場全体の動向に関する指標として、携帯電話向け通信サービスの契約数の推移等を確認したところ、携帯電話向け通信サービスの契約数は緩やかに増加し続けている。
- 事業者の動向に関する指標として、事業者数の推移を確認したところ、SIMカード型を提供するMVNO事業者数は緩やかに増加し続けている。
- 事業者のサービス間の代替性に関する指標として、主要各社の契約数の増加数・減少数等を確認したところ、主要各社の契約数について、2021年度においては、MNOは326万の増加(NTTドコモは36万の増加、KDDIグループは18万の減少、ソフトバンクは103万の増加、楽天モバイルは206万の増加)、MVNOは54万の減少となっている。
- また、利用者アンケートにおいて、現在利用契約している携帯電話サービスが仮に利用できなくなった場合、他のどの事業者のサービスに変更するかを確認したところ、総じて、同一事業者が提供するブランド間での代替性が高くなっていることがうかがえる。また、楽天モバイルは、様々な事業者のサービスとの間で一定程度の代替性が存在することがうかがえる。なお、NTTドコモ、au及びソフトバンクについては、互いに主要な代替先となっていることがうかがえる。
- このように、携帯電話向け通信サービス市場の小売市場については、移動系通信市場全体と同様、緩やかに市場規模が拡大を続ける中、楽天モバイルのMNOとしての参入により、既存の競争状況が大きく変化していく可能性がある。

携帯電話向け通信サービス市場(卸売市場)

- 携帯電話向け通信サービス市場の卸売市場について、市場検証基本方針別表2に定めた各種指標を確認した。
- 市場構造に関する指標として、最終利用者に提供するMVNOの卸元事業者別シェア等を確認したところ、MNO3社のシェアは70%弱となっており、再卸事業者のシェアは直近では緩やかな減少傾向にある。
- 市場全体の動向に関する指標として、携帯電話向け通信サービスの卸契約数(SIMカード型のMVNO契約数)の推移等を確認したところ、新規受付停止済のMVNOにおける契約数の減少を主な要因として、卸契約数の総数が減少する場面もみられる。また、MNOの全契約数に占めるMNOの卸契約数の割合の推移について、直近では減少傾向にある。
- 事業者のサービス間の代替性に関する指標として、主要各社の卸契約数の増加数・減少数等を確認したところ、主要各社の卸契約数について、2021年度においては、MNOは37万の減少(NTTドコモは1万の増加、KDDIグループは3万の減少、ソフトバンクは36万の減少)、再卸事業者は17万の減少となっている。
- このように、携帯電話向け通信サービス市場の卸売市場については、市場規模が減少に転じる場面もあるなど、市場全体の動向に変化が生じてきている。

通信モジュール市場(小売市場)

- 通信モジュール市場の小売市場について、市場検証基本方針別表1に定めた各種指標を確認した。
- 市場構造に関する指標として、事業者別シェア等を確認したところ、移動系通信市場全体や携帯電話向け通信サービス市場とは異なり、MNO3社の合計シェアが80%を下回っており、各社のシェアの変動は大きく、MVNOのシェアは20%を超えている。
- 市場全体の動向に関する指標として、通信モジュールの契約数の推移等を確認したところ、通信モジュールの契約数は、継続して高い伸びを続けている。
- 事業者の動向に関する指標として、事業者数の推移を確認したところ、通信モジュールを提供するMVNO事業者数は緩やかに増加し続けている。
- 事業者のサービス間の代替性に関する指標として、主要各社の契約数の増加数・減少数等を確認したところ、主要各社の契約数について、2021年度においては、MNOは461万の増加(NTTドコモは159万の増加、KDDIグループは237万の増加、ソフトバンクは65万の増加)、MVNOは132万の増加となっている。
- このように、通信モジュール市場の小売市場については、移動系通信市場全体や携帯電話向け通信サービス市場とは異なり、各事業者のシェアの変動が大きく、各社間で顧客獲得を巡る競争が活発に行われていることが推察される。

通信モジュール市場(卸売市場)

- 通信モジュール市場の卸売市場について、市場検証基本方針別表2に定めた各種指標を確認した。
- 市場構造に関する指標として、最終利用者に提供するMVNOの卸元事業者別シェア等を確認したところ、MNO3社のシェアは95%超で推移しており、再卸事業者のシェアは5%未満に留まっている。
- 市場全体の動向に関する指標として、通信モジュールの卸契約数の推移等を確認したところ、卸契約数の総数は増加傾向にある。また、MNOの全契約数に占めるMNOの卸契約数の割合の推移についても、緩やかな増加傾向にある。
- 事業者のサービス間の代替性に関する指標として、主要各社の卸契約数の増加数・減少数等を確認したところ、主要各社の卸契約数について、2021年度においては、MNOは122万の増加(NTTドコモは23万の増加、KDDIグループは1万の減少、ソフトバンクは100万の増加)、再卸事業者は10万の増加となっている。
- このように、通信モジュール市場の卸売市場については、市場規模は拡大を続けている中、再卸事業者のシェアが極めて少なくなっている。

固定系ブロードバンド市場

- 固定系ブロードバンド市場の小売市場について、市場検証基本方針別表3に定めた各種指標を確認した。
- 市場構造に関する指標として、地域ブロック別の事業者別シェア(卸電気通信役務の提供に係るものも含む。)等を確認したところ、北海道・東北においては、NTT東西のシェアが高い状態が続いており、関東・中部・沖縄においては、KDDIグループが一定程度のシェアを有しているものの、NTT東西のシェアが50%を超える状態が続いている。近畿においては、KDDIグループのほか、電力系事業者が一定程度のシェアを有しており、NTT東西のシェアは50%を下回っている。中国・四国・九州においては、KDDIグループや電力系事業者が一定程度のシェアを有しているものの、NTT東西のシェアが50%を超える状態が続いている。
- 市場全体の動向に関する指標として、地域ブロック別の固定系ブロードバンドの契約数の推移等を確認したところ、固定系ブロードバンドの契約数は、いずれの地域ブロックにおいても、緩やかに増加している。
- 事業者の動向に関する指標として、事業者数の推移や主要事業者の売上高等を確認したところ、関東を除く地域ブロックにおいては、事業者数はほぼ横ばいとなっており、関東においては、事業者数は減少傾向にある。
- 事業者のサービス間の代替性に関する指標として、主要各社の契約数(卸電気通信役務の提供に係るものは含まない。)の増加数・減少数等を確認したところ、主要各社の契約数について、2021年度においては、NTT東西は44万の減少であり、NTTグループ(NTT東西、NTTドコモ、NTTコム)としてみると、21万の減少となっている。他方で、KDDIグループは8万の増加、電力系事業者は9万の増加となっている。
- このように、固定系ブロードバンド市場の小売市場については、地域ブロックごとに競争状況に差異はあるものの、総じてNTT東西のシェアは高い状態が継続している。

固定系超高速ブロードバンド市場

- 固定系超高速ブロードバンド市場の小売市場について、市場検証基本方針別表3に定めた各種指標を確認した。
- 市場構造に関する指標として、地域ブロック別の事業者別シェア(卸電気通信役務の提供に係るものも含む。)等を確認したところ、北海道・東北においては、NTT東西のシェアが高い状態が続いており、関東・中部・沖縄においては、KDDIグループやCATV事業者が一定程度のシェアを有しているものの、NTT東西のシェアが50%を超える状態が続いている。近畿においては、CATV事業者のほか、電力系事業者が一定程度のシェアを有しており、NTT東西のシェアは50%を下回っている。中国・四国・九州においては、CATV事業者や電力系事業者が一定程度のシェアを有しているものの、NTT東西のシェアが50%を超える状態が続いている。
- 市場全体の動向に関する指標として、地域ブロック別の固定系超高速ブロードバンドの契約数の推移等を確認したところ、固定系超高速ブロードバンドの契約数は、いずれの地域ブロックにおいても、緩やかに増加している。
- 事業者の動向に関する指標として、事業者数の推移を確認したところ、関東を除く地域ブロックにおいては、事業者数はほぼ横ばいとなっており、関東においては、事業者数は減少傾向にある。
- 事業者のサービス間の代替性に関する指標として、主要各社の契約数(卸電気通信役務の提供に係るものは含まない。)の増加数・減少数等を確認したところ、主要各社の契約数について、2021年度においては、NTT東西は34万の減少、NTTドコモは22万の増加となっており、NTTグループ(NTT東西、NTTドコモ、NTTコム)としてみると、12万の減少となっている。KDDIグループは4万の増加、電力系事業者は10万の増加、CATV事業者は38万の増加、ソフトバンクは33万の増加となっている。
- このように、固定系超高速ブロードバンド市場の小売市場については、地域ブロックごとに競争状況に差異はあるものの、総じてNTT東西のシェアは高い状態が続いている。

FTTH市場(小売市場)

- FTTH市場の小売市場について、市場検証基本方針別表3に定めた各種指標を確認した。
- 市場構造に関する指標として、地域ブロック別の事業者別シェア(卸電気通信役務の提供に係るものも含む。)等を確認したところ、北海道・東北・関東においては、NTT東西のシェアが約70～80%と高い状態が続いており、中部・沖縄においては、KDDIグループが一定程度のシェアを有しているものの、NTT東西のシェアが50%を超える状態が続いている。近畿・中国・四国・九州においては、電力系事業者が一定程度のシェアを有しているものの、NTT東西のシェアが50%を超える状態が続いている。
- 市場全体の動向に関する指標として、地域ブロック別のFTTH契約数の推移等を確認したところ、FTTH契約数は、いずれの地域ブロックにおいても、緩やかに増加している。
- 事業者の動向に関する指標として、地域ブロック別の事業者数の推移や主要事業者の売上高等を確認したところ、中部及び中国を除く地域ブロックにおいては、事業者数はほぼ横ばいとなっており、中部及び中国においては、事業者数は増加傾向にある。
- 事業者のサービス間の代替性に関する指標として、主要各社の契約数(卸電気通信役務の提供に係るものは含まない。)の増加数・減少数等を確認したところ、主要各社の契約数について、2021年度においては、NTT東西は34万の減少、NTTドコモは22万の増加となっており、NTTグループ(NTT東西、NTTドコモ、NTTコム)としてみると、12万の減少となっている。KDDIグループは4万の増加、電力系事業者は9万の増加、ソフトバンクは33万の増加となっている。
- なお、参考として、サービス提供主体別のシェアを確認したところ、個社別では、NTTドコモが19.8%とシェアトップであり、ソフトバンク(11.9%)、NTT東日本(9.8%)、NTT西日本(9.2%)の順となっている。
- このように、FTTH市場の小売市場については、地域ブロックごとに競争状況に差異はあるものの、設備設置事業者別のシェアをみると、総じてNTT東西のシェアは高い状態が続いている。一方で、全国単位ではあるが、サービス提供主体別のシェアをみると、NTTドコモがシェアトップとなるなど、シェア構造は大きく異なっている。ただ、この場合でもNTTグループのシェアは40%を超えており、低下傾向にありつつも、依然としてシェアが高い状態が続いている。

FTTH市場(卸売市場)

- FTTH市場の卸売市場について、市場検証基本方針別表4に定めた各種指標を確認した。
- 市場構造に関する指標として、地域ブロック別の事業者別シェア等を確認したところ、関東及び沖縄を除き、NTT東西のシェアは80%を超えており、関東においても、NTT東西のシェアは70%を超えている。沖縄においては、KDDIグループが一定程度のシェアを有しているものの、NTT東西のシェアは50%を超えている。
- 市場全体の動向に関する指標として、地域ブロック別のFTTH卸契約数の推移等を確認したところ、FTTH卸契約数は、いずれの地域ブロックにおいても、緩やかに増加している。
- 事業者の動向に関する指標として、地域ブロック別の事業者数の推移を確認したところ、関東、中部及び九州を除く地域ブロックにおいては、事業者数はほぼ横ばいとなっており、関東、中部及び九州においては、事業者数は増加傾向にある。
- 事業者のサービス間の代替性に関する指標として、主要各社の卸契約数の増加数・減少数等を確認したところ、主要各社の卸契約数について、2021年度においては、NTT東西は105万の増加、KDDIグループは1万の増加となっている。
- なお、参考として、NTT東西のサービス卸に関する各種の指標を確認した。まず、サービス卸の契約数は増加し続けており、NTT東西のFTTH契約数におけるサービス卸契約数の割合も上昇を続け、70%を上回る水準となっている。他方で、サービス卸の卸先事業者数はほぼ横ばいとなっている。また、サービス卸の契約数に占めるNTTグループへの卸契約数の割合は、50%強の水準を推移しており、卸先事業者の形態別にみると、MNOが70%を超える水準で推移している。
- また、参考として、地域ブロック別の光ファイバ回線の設備シェアの推移を確認したところ、北海道・東北・関東においては、NTT東西のシェアが80%を超えており、中部・近畿・中国・四国・九州・沖縄においては、電力系やCATV系事業者が一定程度のシェアを有しており、特に近畿においては、NTT東西のシェアは50%程度である。
- このように、FTTH市場の卸売市場については、一部の地域ブロックを除いて、NTT東西がシェア2位以下の事業者を大きく引き離し、圧倒的なシェアを有している状況にある。

ISP市場

- ISP市場の小売市場について、市場検証基本方針別表3に定めた各種指標を確認した。
- 市場構造に関する指標として、事業者別シェア等を確認したところ、NTT系、KDDI系、ソフトバンク系、ベンダー系がそれぞれ10～30%程度のシェアを有しており、各事業者のシェアの変動は小さい。
- 市場全体の動向に関する指標として、ISP(固定系)の契約数の推移等を確認したところ、ISP契約数は、緩やかに増加している。
- 事業者の動向に関する指標として、事業者数の推移を確認したところ、事業者数は直近では横ばい状態にある。
- 事業者のサービス間の代替性に関する指標として、主要各社の契約数の増減率等を確認したところ、主要各社の契約数の増減率について、直近では、NTT系が每期-2%～+5%程度、KDDI系が每期-1%～+2%程度、SB系が每期-1%～+2%程度、ベンダー系が每期-5%～+4%程度、電力系が每期+2%～+3%程度、CATV系が每期+4%～+10%程度で推移している。
- このように、ISP市場においては、各事業者のシェアの変動は小さいものの、特定の事業者が圧倒的なシェアを有するような市場環境にはなっていない。

④ 固定系通信市場

固定電話市場

- 固定電話市場の小売市場について、市場検証基本方針別表3に定めた各種指標を確認した。
- 市場構造に関する指標として、東日本・西日本別に事業者別シェア等を確認したところ、いずれにおいても、NTT東西のシェアは減少傾向にあるものの、依然として60%を超えている。
- 市場全体の動向に関する指標として、固定電話の契約数の推移等を確認したところ、固定電話全体では、特にNTT東西加入電話が減少していることを要因として、緩やかに減少を続けている。
- 事業者の動向に関する指標として、事業者数の推移を確認したところ、事業者数は横ばい状態にある。
- 事業者のサービス間の代替性に関する指標として、主要各社の契約数の増減率等を確認したところ、主要各社の契約数の増減率について、直近では、NTT東西は每期-2%~-3%程度で減少を続けており、KDDIグループは每期-1%~±0%程度、ソフトバンクは每期+3%~+4%程度、オプテージは每期±0%程度で推移している。
- このように、固定電話市場においては、NTT東西のシェアは2位以下の事業者のシェアを大きく引き離しているものの、そのシェアは減少傾向にあり、市場全体としても、継続的に縮小傾向にある。

050-IP電話市場

- 050-IP電話市場の小売市場について、市場検証基本方針別表3に定めた各種指標を確認した。
- 市場構造に関する指標として、事業者別シェア等を確認したところ、NTTコムが約25%程度、ソフトバンクが約40%程度、楽天モバイルが約15%程度で推移しており、楽天モバイルのシェアが増加傾向にあるなど、シェアの変動がみられる。
- 市場全体の動向に関する指標として、050-IP電話の利用番号数の推移を確認したところ、直近では横ばい傾向にある。
- 事業者の動向に関する指標として、事業者数の推移を確認したところ、事業者数は横ばい状態にある。
- 事業者のサービス間の代替性に関する指標として、主要各社の契約数の増減率等を確認したところ、主要各社の契約数の増減率について、直近では、NTTコムは每期-3%~-7%程度、KDDIグループは每期+4%~+14%程度、ソフトバンクは每期-4%~+6%程度、楽天モバイルは每期+1%~+6%程度で推移している。
- このように、050-IP電話市場においては、各事業者のシェアは変動してきており、特定の事業者が圧倒的なシェアを有するような市場環境にはなっていない。

⑤ 法人向けサービスの実態把握

法人向けサービスの実態把握

- 主要な電気通信事業者が提供する法人向けサービスを把握した上で、法人向けサービスにかかる試行的な市場画定を行い（下記図表参照）、その試行的な市場画定を前提として、それぞれの区分ごとに、競争状況等の実態把握を試みた（詳細は、年次レポート案第1編第5章第1節2を参照）。
- なお、本年度検証において実施した法人向けサービスに係る市場画定は、あくまで試行的なものであるため、昨年度まで分析・検証を行ってきた「法人向けネットワーク(WANサービス)市場」及び「IoT向け通信サービス市場」について、引き続き、昨年度までと同様の市場分析等を行った。
- 「法人向けネットワーク(WANサービス)市場」については、NTT系事業者が圧倒的なシェアを有するものの、一定程度のシェアを有する事業者も複数存在しており、今後、市場の拡大とともに各社のシェア等がどのように推移するかなど、市場動向についての継続的な分析が必要である。
- また、「IoT向け通信サービス市場」については、昨年度に引き続き、通信モジュール市場の事業者別シェアを算出し評価を行ったところ、通信モジュール市場においては、継続してシェアの変動が大きく、顧客の新規獲得を巡る競争が行われていると推察される。また、新たに把握を行った「アンライセンスLPWA市場」については、回線数の規模は通信モジュールと比べれば小さいものの、市場が拡大傾向にあり、その市場動向の継続的な注視が必要である。

【図表】法人向けサービスを巡る試行的な市場画定

法人向けサービス市場	ネットワーク市場	移動系通信(法人向け)市場	例: 法人向け携帯電話、通信モジュールなど
		固定系通信(法人向け)市場	例: WANサービスなど
	ソリューション市場	例: SI、コンサルティングなど	
	その他	例: ソフトウェア、ハードウェアなど	

※ なお、上図の市場画定については、あくまで試行的な整理であり、この整理が最終的な市場画定の在り方というわけではない。

⑥ 研究開発競争の状況把握

研究開発競争の状況把握

- 令和3年度検証においては、市場検証基本方針及び本年度年次計画を踏まえ、主要な電気通信事業者（NTT、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル）における研究開発費の推移を把握するとともに、共同研究開発の現状や異業種連携の現状など、研究開発に関する現状等について把握を行った。令和3年度に実施した事業者ヒアリングの概要は以下のとおり。

(1) 各社における研究開発の概要

- NTTでは、新しい技術の研究開発に取り組むとともに、NTTグループの各事業会社をはじめ、様々な分野の産業界と一緒に、安全・防災・持続可能な開発などにかかわる問題を克服し、社会的課題の解決をめざしており、また、IOWN構想の実現とともに、人々が意識することなく技術の恩恵を受けることができるスマートな世界の実現をめざし、多様性・継続性を意識した研究開発を続けていくとのことであった。
- KDDIでは、KDDI総合研究所の先端技術研究所において、社会・生活者の課題解決のために必要となるテクノロジー等を見極め、多様なパートナー企業・研究機関との共創による研究開発を推進しており、新たなライフスタイルを発掘し社会・先進生活者の課題を明確化するライフスタイルリサーチをKDDIリサーチアトリエで行っているとのことであった。
- ソフトバンクでは、2022年4月に先端技術研究所を発足させ、企業理念に基づき市場価値を生み出すことを目指し、技術・市場の変化スピードに対応すべく、短期型の研究開発活動の特徴として行っているとのことであった。
- 楽天モバイルでは、クラウドネイティブなOpen RANベースのモバイルインフラストラクチャに関連する技術開発に取り組んでおり、また、世界の通信事業者や企業、政府機関向けに4G及び5G用のインフラストラクチャ並びにプラットフォームソリューションを提供していくために、楽天シンフォニー株式会社を設立したとのことであった。

(2) 各社における共同研究開発の現状や異業種連携の現状等

- NTTでは、広範な情報通信の技術分野を網羅する研究開発活動を背景に、ITUやISOをはじめ、近年活発化しているフォーラムなどの活動のほか、学会・協会・委員会に積極的に参画しており、また、国内外の様々な企業や大学、研究機関とのオープンイノベーション・コラボレーションを推進しているとのことであった。
- KDDIでは、ライフスタイルリサーチの分野において、社会問題として深刻化するスマホ依存の問題に対する取組みとして、大学とスマートフォンアプリを活用した特定臨床研究を行っているとともに、先端技術研究の分野において、メーカーや大学等と連携し、Beyond 5Gの研究開発を推進しているとのことであった。
- ソフトバンクでは、自社領域／パートナー領域を見極めた上で、研究開発のサイクルが長い領域は大学・研究機関との共同研究、また自社だけではリーチできない専門性や先進性を要する領域は企業との提携・JVを推進しており、水中におけるトラッキング技術による光無線通信の実証を大学と共同で行っているほか、次世代暗号方式に関する共同研究を企業と共同で行っているとのことであった。
- 楽天モバイルでは、米国企業と連携し、既存端末（スマートフォン）で利用可能な宇宙空間上の衛星通信ネットワークを構築する計画であるスペースモバイル計画を進めているほか、大学、法人や自治体などとパートナーシップを結び、5Gを活用した新しいサービスの開発やBeyond 5Gの研究開発に取り組んでいるとのことであった。

(3) NTT持株における基礎研究とNTTドコモ等の行う応用研究との関係

- NTTによれば、NTT持株は基盤的研究開発を担っており（基盤的研究開発の成果は、一般に公開）、各事業会社は、NTT持株の成果も用いて実用化開発を行い、サービスを展開しており（実用化開発の成果は、各事業会社に帰属）、NTT持株とNTTドコモの関係についても、この役割分担、位置付けは変わらないとのことであった。

(4) NTT持株における基礎研究に係る各社の拠出額

- NTTによれば、基盤的研究開発費については、研究開発計画に基づき決定した研究開発費を参加会社で按分して負担しており、具体的には、各研究分野ごとの研究開発費を、当該分野の成果活用を希望する参加会社で按分し、年度開始時に負担額を決定（年度開始時に決定した負担額は、年度途中で変更しない）しているとのことであった。

II 電気通信事業者の業務の適正性等の確認結果

① 客観的・定量的なデータに基づく市場支配的な電気通信事業者による不当に優先的な取扱い等の有無等の検証(重点的検証項目)

検証結果

- 客観的・定量的なデータに基づく市場支配的な電気通信事業者による不当に優先的な取扱い等の有無等の検証を行った。
- 具体的には、局舎スペースの利用に関する検証、NTT東西における各種手続についてのリードタイム検証、NTT東西の接続機能要望等に関する検証、グループ間取引を通じた禁止行為規制の潜脱に関する検証を行った。
- その結果、令和3年度検証においては、いずれの検証においても、不当に優先的な取扱い等に該当する事実は認められなかった(詳細は、年次レポート案第2編第1章第1節を参照)が、引き続き、検証を行っていく。
- 特に、NTT東西における各種手続についてのリードタイム検証に関しては、来年度以降も、中継光ファイバのリードタイム③の状況も含め、リードタイムの状況を継続的に注視する。

A 局舎スペースの利用に関する検証

一般コロケーションや局舎スペースの利用に関して検証するため、スペースや電力のリソースがDランクとなっているビルの中で任意に抽出したNTT東西の局舎について、一般コロケーションを含めた、NTTグループ各社及び他事業者からの申込みへの対応状況のデータをNTT東西から取得し、そのデータに基づき検証を行う。

B NTT東西における各種手続についてのリードタイム検証

NTT東西における各種手続(加入光ファイバ、中継光ファイバのほか、主要なサービス卸先事業者との光サービス卸に係る手続が想定される。)について、事業者側の対応状況の違い等も考慮しつつ、可能な範囲でNTTグループ各社に対する手続のリードタイムと他事業者に対する手続のリードタイムの平均日数を比較するなどして検証する。

C NTT東西の接続機能要望等に関する検証

NTTドコモ及び他のMNO各社から、基地局回線等の自己設置比率・NTT依存度等を把握した上で、NTT東西への基地局回線等の設置要望など、NTT東西の接続機能要望の受け入れ結果を把握し、類似の要望事例において、NTTドコモの要望のみを受け入れる等、不当に優先的な取扱いがされていないか、可能な範囲で、そうした要望事例を比較し、事後的に検証する。

D グループ間取引を通じた禁止行為規制の潜脱の有無に関する検証

禁止行為規制対象事業者からの仕入価格よりも低い価格で、グループ内の他の事業者に再卸を行っているような事業者が存在するか否かについて、各事業者の協力を得て、仕入価格や再卸価格等のデータを取得し、そのデータに基づき確認する。

(注) 第25回電気通信市場検証会議資料25-4の9頁に記載した「NTT東西におけるネットワーク調達取引の検証」(※)については、令和4年度検証において実施する。

(※) NTTドコモとNTTコムとのネットワークが一体化される場合に生じるNTTドコモとNTT東西の間におけるネットワーク調達にかかる取引の状況について、可能な範囲でNTT東西における県間伝送設備の調達件数、調達参加事業者、調達先事業者及び調達価格のデータを得るほか、必要に応じて、競争上の問題を検証するための比較対象として、可能な範囲で他事業者におけるネットワーク調達状況(他者調達の場合の調達先事業者、調達価格)のデータを得ることにより、継続的に確認していく。

実態の把握結果等

- MNO各社におけるグループ内事業者への優先的な取扱いの実態や、接続の業務に関し知り得た情報の管理の実態について、関係事業者等へのヒアリングやアンケート等を通じて把握・検証を行った。
- 現在、事業法第30条に基づく禁止行為規制の適用対象事業者となっていないMNOのうち、KDDI及びソフトバンクにおいて、グループ内事業者への優先的な取扱いや、接続の業務に関し知り得た情報の目的外利用が行われていることは、現時点では確認できなかった。
- この点、構成員からは、KDDI及びソフトバンクにおいても、今年度検証で確認した上記の点を確認するため、市場検証会議におけるヒアリングを行うなどして検証していく必要があるとの意見などが示された。
- したがって、禁止行為規制の適用対象事業者としての指定対象となりうるものの、当該指定を受けていない電気通信事業者に対し、当該指定を受けていなくとも、市場検証会議におけるヒアリング等を通じて、継続的な検証を行うこととした。
- また、NTTドコモがその特定関係法人であるNTTぷららを吸収合併するという動きがあるところ、市場検証会議において、競争事業者からは、当該行為によって、NTTドコモに課せられている事業法第30条に基づく禁止行為規制を潜脱的に回避できるとの意見が示された。また、こうした企業統合による市場支配力の濫用を未然防止するため、現行の禁止行為規制を補完する措置が必要との意見も示された。
- 市場検証会議の構成員からは、組織再編は新サービスの創出、イノベーションの促進などメリットが存在し、一概に禁止されるべきでないとの意見や、市場検証会議等の場で、NTTグループの組織再編について、事前に、公正競争上の問題がないこと等の説明をNTTグループから受けた上で検証等を行っていくべきとの意見、検証等の結果、公正競争上の問題があれば、NTT法等に基づき是正していくことも考えられるのではないかとの意見などが示された。
- これらの意見を踏まえ、市場検証の取組における組織再編に係る対応等を明らかにした(その内容は、本資料24頁以降を参照)。

⑤ NTTグループに対する公正競争条件の遵守状況等の確認

固定系通信における禁止行為規制に関する業務の状況等の確認結果

- 固定系通信における禁止行為規制に関する遵守状況等の確認を実施したところ、競争事業者の一部からは、不当な差別的取扱い等に該当する疑いのある個別事例が存在する旨の指摘がなされたため、事実確認を行った。その結果、令和3年度検証においては、不当な差別的取扱い等に該当する事実は認められなかったところ、NTT東西及びNTTドコモの間での共同提案活動について、継続的に注視していくこととした。
- また、NTT東西に対するヒアリング等を通じた確認結果を踏まえ、監視部門による監視の結果、法令には違反しないものの、監査部門が設備部門に対して指摘事項又は指導等を行い、それらを受け、設備部門が行った改善の取組等について、「禁止行為規定遵守措置等報告書」の内容にも反映させるよう求めることとした。
- 加えて、申込日から工事完了日までのリードタイムにかかる検証について、来年度以降も、中継光ファイバのリードタイム③(申込日から工事完了日)の状況も含め、リードタイムの状況を継続的に注視することとした。
- さらに、NTT東西におけるサービス卸ガイドラインを踏まえた対応状況等の確認を実施したところ、令和3年度検証においては、問題は認められなかったが、引き続き、検証を行っていく。
- 詳細な確認結果は、年次レポート案第2編第2章を参照。

移動系通信における禁止行為規制に関する業務の状況等の確認結果

- 移動系通信における禁止行為規制に関する遵守状況等の確認を実施したところ、競争事業者の一部からは、不当な優先的取扱い等に該当する疑いのある個別事例が存在する旨の指摘がなされたため、事実確認を行った。その結果、令和3年度検証においては、不当な優先的取扱い等に該当する事実は認められなかったところ、NTTドコモ及びNTTコムの間での法人営業の連携について、継続的に注視していくこととした。
- 詳細な確認結果は、年次レポート案第2編第3章を参照。

NTTグループに対する公正競争条件の遵守状況等の確認結果

- NTTグループに対する公正競争条件の遵守状況等の確認を実施したところ、令和3年度検証においては、公正競争条件に反するような行為等は認められなかった。
- 詳細な確認結果は、年次レポート案第2編第4章を参照。

III 今後取り組むべき課題等

(1) 電気通信事業分野における市場動向の分析関係

今後取り組むべき課題等(移動系通信市場)

- 移動系通信市場のうち、携帯電話向け通信サービス市場の小売市場については、緩やかに市場規模が拡大を続ける中、楽天モバイルのMNOとしての参入により、既存の競争状況が大きく変化していく可能性があるため、今後、携帯電話向け通信サービス市場における競争状況の変化については、継続的な分析が必要である。
- また、携帯電話向け通信サービス市場の卸売市場についても、市場規模が減少に転じる場面もあるなど、市場全体の動向に変化が生じてきており、そうした動向変化が競争にどのような影響を与えるか、継続的な分析が必要である。
- 移動系通信市場のうち、通信モジュール市場の小売市場については、移動系通信市場全体や携帯電話向け通信サービス市場とは異なり、各事業者のシェアの変動が大きく、各社間で顧客獲得を巡る競争が活発に行われていることが推察される。他方で、その市場動向について、引き続き注視が必要である。
- また、通信モジュール市場の卸売市場については、再卸事業者のシェアは極めて少なくなっているところ、市場規模が拡大しつつも、再卸事業者が劇的に増加することなく、そのシェアも伸びない要因について、継続的な分析が必要である。

今後取り組むべき課題等(固定系通信市場)

- 固定系ブロードバンド市場、固定系超高速ブロードバンド市場、FTTH市場の小売市場については、地域ブロックごとに競争状況に差異はあるものの、総じてNTT東西のシェアは高い状態が継続している。他方、FTTH市場の小売市場については、サービス提供主体別のシェアをみれば、NTTドコモがシェアトップとなるなど、設備設置事業者別にみた場合と比べ、シェア構造は大きく異なっているものの、NTTグループのシェアが高い状態が継続している。このため、設備設置事業者別だけでなく、サービス提供主体別のシェアの動向も分析していくことが必要である。
- また、FTTH市場の卸売市場については、一部の地域ブロックを除いて、NTT東西がシェア2位以下の事業者を大きく引き離し、圧倒的なシェアを有している状況にあるところ、そのシェアの動向やNTT東西によるサービス卸の動向について、継続的な分析が必要である。
- その他、ISP市場、固定電話市場、050-IP電話市場においては、その市場動向について、引き続き注視が必要である。

(1) 電気通信事業分野における市場動向の分析関係(続き)

今後取り組むべき課題等(その他)

- 本年度検証においては、法人向けサービスの市場画定を試行的に行ったところ、来年度以降も継続して法人向けサービスの市場画定の在り方を検討するため、各事業者における法人向けサービスの提供の実態を把握するとともに、データが得られた範囲で、法人向けサービスに係る市場規模や市場シェア等の指標の算出を試みていく。
- また、「法人向けサービス市場」に含まれる各レイヤーの状況についても、「ネットワーク市場」及び「ソリューション市場」の分析・検証に当たって考慮していくとともに、ネットワークレイヤー及びその他のレイヤー間の相互関係等(例えば、「ネットワーク市場」における競争状況が「ソリューション市場」やその他のレイヤーにおける競争状況にもたらす影響、「ソリューション市場」やその他のレイヤーにおける競争状況が「ネットワーク市場」の競争状況にもたらす影響、また、複数の市場をまたいで競争が行われている場合や複数の市場が融合していく場合における競争状況の分析・検証の在り方などが想定される。)も把握・検討していく。
- 加えて、来年度以降も引き続き、主要な電気通信事業者における研究開発の状況について把握を行っていく。

(2) 電気通信事業者の業務の適正性等の確認関係

今後取り組むべき課題等

- 令和3年度に実施した電気通信事業者の業務の適正性等の確認においては、電気通信事業法上問題となり得る行為等は確認できなかったものの、来年度以降も継続して、禁止行為規制等に反する行為がないか、客観的・定量的なデータに基づく検証を実施しつつ確認を行っていく。
- また、NTT東西又はNTTドコモにおける禁止行為規制等の遵守のための対応に関し、見直すべき点があれば、見直しを求めるとともに、必要に応じて、より客観的な情報を関係事業者から取得した上で、詳細な確認を行っていく。
- さらに、来年度も、電気通信事業法第30条に基づく禁止行為規制の適用対象事業者としての指定対象となりうるものの、当該指定を受けていない電気通信事業者に対し、当該事業者を含む関係事業者等へのヒアリングやアンケート等を通じ、グループ内事業者への優先的な取扱い等について、広く把握・検証していく。
- 加えて、今後発生しうるNTTグループにおける組織再編に関して、今年度明らかにした市場検証の取組における組織再編に係る対応等に基づき、適切に対処していく。

IV 市場検証の取組における組織再編に係る対応等

- NTTドコモがその特定関係法人であるNTTぷららを吸収合併するという動きがあるところ、市場検証会議において、競争事業者からは、当該行為によって、NTTドコモに課せられている電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。)第30条に基づく禁止行為規制を潜脱的に回避できるとの意見が示された。また、こうした企業統合による市場支配力の濫用を未然防止するため、現行の禁止行為規制を補完する措置が必要との意見も示された。
- 市場検証会議の構成員からは、組織再編は新サービスの創出、イノベーションの促進などメリットが存在し、一概に禁止されるべきでないとの意見や、市場検証会議等の場で、NTTグループの組織再編について、事前に、公正競争上の問題がないこと等の説明をNTTグループから受けた上で検証等を行っていくべきとの意見、検証等の結果、公正競争上の問題があれば、NTT法等に基づき是正していくことも考えられるのではないかと意見などが示された。
- NTTが実施する組織再編には、様々なものが考えられるが、これらの意見(詳細は、参考[26頁]も参照。)を踏まえ、今後、下記の組織再編(以下「当該組織再編」という。)が発生した場合における市場検証の取組における対応等を明らかにした。
 - NTTドコモによるその特定関係法人(電気通信事業法第30条に基づき総務大臣が指定する者に限る。以下同じ。)の吸収合併(電気通信役務の提供に影響を及ぼす吸収分割・事業等の譲受けも含む。)
 - 旧NTT(NTT持株又はNTT東西)と旧NTTからの分離会社(NTTデータ、NTTドコモ、NTTコムウェア又はNTTコミュニケーションズ)との合併

◆ 当該組織再編に係る現状等について

- NTTドコモに対しては、事業法第30条による禁止行為規制が課せられているところ、NTTドコモによるその特定関係法人の吸収合併、吸収分割又は事業等の譲受けについて、NTT法や事業法上の制約は、特段存在しない(※1)。
 - (※1) NTT東西に係る合併又は分割については、NTT法第11条により、総務大臣認可事項とされている。
- NTT持株及びNTT東西においては、NTT法第11条により、旧NTTからの分離会社(NTTデータ、NTTドコモ、NTTコムウェア又はNTTコミュニケーションズ)を含め、他社との合併について、総務大臣認可事項とされており、NTT法に基づく業務範囲規制も存在する。
- 当該組織再編については、電気通信事業者間の公正な競争環境を確保していくために、公正競争に与える影響の有無や影響の程度の検討が必要となる場合があると考えられ、当該検討の結果、公正競争を担保するための対応が必要となる場合もあると考えられる。
- 実例(※2)として、NTTドコモ及びNTTコミュニケーションズの間でのネットワークの移管については、「公正競争確保の在り方に関する検討会議」において、事前の検討が行われ、その結果、事業法等の既存の規律の遵守を改めて要請するとともに、事後的な検証を強化することとされた。
 - (※2) そのほか、当該組織再編には該当しないものの、NTTデータとNTT Ltd.のグローバル事業の統合について、NTTより第29回市場検証会議で説明が行われ、質疑応答が交わされた。

◆ 今後の対応等について

- 今後、当該組織再編が発生する場合には、必要に応じて、市場検証の取組においても、以下のような対応等が行われることになる。
 - ✓ 総務省に対し、組織再編の内容について説明することがNTTグループには求められる。
 - ✓ 総務省は、市場検証会議の意見や競争事業者における懸念の有無等も勘案し、その組織再編が公正競争上の問題をもたらす可能性がある则认为る場合には、組織再編の影響等の説明をNTTグループに求めつつ、組織再編が公正競争に与える影響を検討する。なお、公正競争上の問題をもたらす可能性がある则认为るかどうかの判断や公正競争に与える影響の度合いについては、個別の事例に応じて、その都度検討されることになる。
 - ✓ 検討の結果、公正競争を担保するための対応が必要と判断された場合、その対応内容については、個別の事例に応じて、その都度検討されることになる。例えば、市場検証会議における事後的な検証の実施のほか、公正競争上の具体的な問題があれば、実行後における公正競争上の具体的な問題への対応のため、組織再編の実行前に、事業法又はNTT法の各条に基づく要請・行政指導の実施やNTT法第16条に基づく監督命令などを行うことも想定される。
- また、長期的には、事業法第30条に基づく二種指定事業者に対する禁止行為規制の対象事業者及び規律の内容の在り方のほか、禁止行為規制そのものの在り方も含め、不断の検討が必要と考えられる(※3)。
 - (※3) 令和3年度検証の結果を踏まえ、事業法第30条に基づく禁止行為規制の適用対象事業者としての指定対象となりうるものの、当該指定を受けていない電気通信事業者に対し、当該指定を受けていなくとも、継続的に、グループ内事業者への優先的な取扱い等についての検証を行う。当該検証の結果やガイドライン(注)を踏まえて、指定の必要性が認められれば、指定に向けた対応が行われていくことになる。

(注) 電気通信事業法第30条第1項の規定に基づく禁止行為等の規定の適用を受ける電気通信事業者(移動通信分野における市場支配的な電気通信事業者)の指定に当たっての基本的考え方
- なお、「公正競争確保の在り方に関する検討会議」報告書においては、「個々の検証結果や市場環境の変化等を総合的に判断した上で、公正競争上の問題となり得る具体的な事象が新たに確認され、既存ルールの見直しでは対応できないような場合には、再度、NTTグループの在り方も含め、公正競争確保の観点から必要な方策等について検討を行う必要がある。」とされている。

実態把握の結果等(暫定)

(参考)第28回市場検証会議(令和4年4月8日)
資料28-3(9頁)

- 「市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認」における確認項目のうち、基本方針別表6(3)③について、定点的に確認する内容に加え、**MNO各社におけるグループ内事業者への優先的な取扱いの実態**や、接続の業務に関し知り得た情報の管理の実態について、**関係事業者等へのヒアリングやアンケート等を通じて把握・検証を行った。**

ヒアリング及びアンケート結果(概要)

(規制対象事業者の範囲について)

- MVNO委員会に対するヒアリングでは、MNOのグループ内MVNO優遇に係る懸念事項として、設備利用面及び営業面での懸念点のほか、エコノミーMVNOについての懸念点が示され、現行のNTTドコモに加え、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンクの3社に対し、事業法第30条に基づく禁止行為規制を適用すべきとの意見が示された。また、総務省において、定期的にグループ内取引の実態把握や検証を行うことが重要であるとの意見も示された。
- 一方、現在、禁止行為規制の対象事業者となっていないMNOのうち、KDDI及びソフトバンクに対するヒアリングでは、MNOとMVNOの公正競争のための同等性確保は、第二種指定電気通信設備制度において検討・対応できる課題であり、仮に同等性確保に具体的な問題が生じた場合には、第二種指定電気通信設備制度において検討することが適当との意見が示された。
- また、独立系のMVNOに対する事業者アンケートでは、一部事業者から、NTTドコモ以外のMNOにおいて、グループ内事業者の優遇に係る疑わしい事例が寄せられたが、当該事例についてMNO事業者への事実確認を行ったところ、現時点では当該MNOによるグループ内事業者の優遇は確認できなかった。

(規律の内容の在り方について)

- NTTドコモがその特定関係法人であるNTTぷららを吸収合併するという動きがあるところ、競争事業者に対するヒアリングでは、当該行為によって、NTTドコモに課せられている事業法第30条に基づく禁止行為規制を潜脱的に回避できるとの意見が示された。また、こうした企業統合(旧NTTから分離した会社の企業統合も含む)による市場支配力の濫用を未然防止するため、現行の禁止行為規制を補完する措置が必要との意見も示された。
- この点、構成員からは、組織再編は新サービスの創出、イノベーションの促進などメリットが存在し、一概に禁止されるべきでないとの意見や、市場検証会議等の場で、NTTグループの組織再編について、事前に、公正競争上の問題がないこと等の説明をNTTグループから受けた上で検証等を行っていくべきとの意見、検証等の結果、公正競争上の問題があれば、NTT法等に基づき是正していくことも考えられるのではないかと意見などが示された。

- 現在、電気通信事業法第30条に基づく禁止行為規制の適用対象事業者となっていないMNOのうち、KDDI及びソフトバンクにおいて、グループ内事業者への優先的な取扱いや、接続の業務に関し知り得た情報の目的外利用が行われていることは、現時点では確認できなかった。
- 他方で、禁止行為規制の適用対象事業者としての指定対象となりうるものの、現時点では当該指定はなされていない電気通信事業者に対し、定期的にグループ内取引の実態把握や検証を行うことが重要との意見が示されていることも踏まえ、当該指定はなされていなくとも、継続的な検証を行う必要があるのではないか。
- また、今後、NTTグループにおける組織再編(NTTドコモによるその特定関係法人^{※1}の吸収合併(電気通信役務の提供に影響を及ぼす吸収分割・事業譲受けも含む。)や旧NTT(NTT持株・NTT東西)と旧NTTから分離した会社^{※2}との合併をいう。以下同じ。)が発生した場合には、必要に応じて、市場検証の取組においても、何らかの対応を行う必要があるのではないか。^{※1} 電気通信事業法第30条に基づき総務大臣が指定する者に限る ^{※2} NTTデータ、NTTドコモ、NTTコムウェア、NTTコミュニケーションズ
- 対応するとすれば、例えば、組織再編に係る対応等(①総務省に対し、組織再編の内容について説明することがNTTグループには求められること、②総務省は、その組織再編が公正競争上の問題をもたらす可能性があることと認める場合には、必要に応じて、組織再編の影響等の説明をNTTグループに求めつつ、組織再編が公正競争に与える影響を検討すること、③検討の結果、必要に応じて、市場検証会議における事後的な検証を実施するほか、公正競争上の具体的な問題があれば、電気通信事業法又はNTT法に基づく対応もあり得ることなど)を明らかにしておくことが考えられるのではないか。